

概要版

社会福祉法人 桜井市社会福祉協議会

地域福祉とは

介護と子育てを同時に行っている、働きたいけど働けない、子育てが不安だけど相談する相手がいない…など、普段の生活の中で困ったことや不便さを感じたことはありませんか?

「地域福祉」とは、そういった問題を家族や友人、地域、事業所、社会福祉協議会や行政などとの連携の中で解決し、誰もが自分らしく、住みなれた地域で、安心して暮らせるまちをつくっていくことを言います。

地域に住むすべての人が、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、誰もがその人らしく、安心して生活できる地域社会をつくっていくためには、「地域の助けあい・支えあい」が当たり前のようにできることが必要です。

そのためには、

地域のことや

日ごる感じる生活の課題などを一番よく知っている 地域の皆様の参加と協力が必要不可欠です

第2期桜井市地域福祉計画・第2期桜井市地域福祉活動計画とは

「地域福祉計画」は、地域の支えあい・助けあいによる地域福祉を推進するため、人と人の つながりを基本とし、「共に生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」を定めた計画 です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となり、地域住民や民生委員・児童委員を はじめとする関係機関等による福祉活動の自主的・自発的な行動計画です。

両計画は地域福祉の推進を目的として相互に連携し、補完・補強する必要があることから、 行政と社会福祉協議会の協働により一体的に策定し、同じ理念や方向性をもって本市の地域福祉を推進していきます。

なお、本計画の計画期間は、令和5年度 (2023年度) から令和9年度 (2027年度) までの5か年とします。

福祉圏域

本市では、「自治会単位」、「小学校区単位」、「中学校区単位」、「全市単位」の4つの圏域を設定し、地域福祉を推進するために必要な仕組みや取り組みを効果的に展開していきます。

基本理念



まちなかを (ま) のぼのとした (ロ) マンの桜井 (ば) しょづくり

地域の各種団体や関係機関などとの連携のもと、市民の参画を求めながら、市民一人ひとりが、時には手助けの必要な人に支援の手を差し伸べ、時には支えてもらうことができるまちづくりを進めていきます。

基本目標

• 基本目標 (1) 地域の中で お互いの暮らしを支え合う まちづくり

学校、地域、関係団体と連携した福祉教育を推進するとともに、一人ひとりが地域福祉の担い手であることを自覚できるよう、NPOやボランティア活動、身近な地域での福祉活動への参画を図ります。

基本目標 2 安心して サービスを受けることができる 仕組みづくり

支援を必要とする人が安心してサービスを受けることができるよう、福祉サービスの充実 と質の向上を図ります。また、気軽に相談できる総合的な相談支援体制づくりや必要な情報 が容易に入手できる環境づくりに努めます。

▶ 基本目標 3 安心・安全に 過ごすことができる 地域づくり

地域社会の中で安全に、安心して快適に暮らせる環境を整えるため、犯罪防止や災害の備えなどの取り組みを促進します。また、市民主体の見守り・支え合い活動を進めるとともに、関係機関と連携し、緊急時に対応できる体制づくりを進めます。



基本目標 1

地域の中で お互いの暮らしを支え合う まちづくり

★重点項目 ● 地域における見守り・交流の促進 ●



★ 目指すまちの姿

- ▶地域のつながりを強め、近所づきあいや日常的な見守り活動を通して、住民のちょっとした。 変化・異変に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげています。
- ▶いざという時に「ちょっと助けて」と言える近隣関係が築かれています。

地域の各団体や機関等の協力により全市的・重層的なセーフティネットを構築し、地域みん なの参加・協力によりどんな時でも安心して暮らせるまちを実現していきます。



行政・社会福祉協議会が取り組むこと

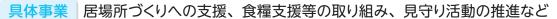
① 地域住民活動の推進

人と人との交流を通じた住民同士の良好な関係の構築に向けて、地域を知り、福祉活動に参加す るように働きかけていきます。

具体事業 小地域福祉ネットワーク活動の推進、生活支援体制整備事業の推進など

2 支え合いと交流の推進

多様性について理解を深め、お互いに認めあいながら、支えあう地域にするため、 心のバリアフリーなど福祉の意識を高めていく取り組みを進めます。





3 福祉教育の推進と人材育成

- 学校教育・社会教育など、あらゆる機会を通じて福祉教育や福祉に関する啓発を行います。
- コミュニティを広域的に支えあう新たな仕組みづくりや地域を担う人材の育成に努めます。

具体事業 福祉教育の充実、ボランティアの育成、福祉活動を担うリーダーの発掘と育成など



一人ひとりが地域で取り組んでいくこと

- 地域行事や地域活動に、周囲にも声をかけながら積極的に参加しましょう。
- 自分が得意とする分野などを生かしたボランティア活動に、参加しましょう。
- 隣近所で気にかかる人や家庭があれば情報提供し、地域の見守り活動につなげましょう。
- これまで培ってきたさまざまな資格や経験を活かすため、生涯学習指導者 バンクへの登録を行いましょう。



基本目標 2

安心して サービスを受けることができる 仕組みづくり

★ 重点項目 ● 相談体制・情報提供体制の充実 ●



- ★目指すまちの姿
 - ▶さまざまな支援の連携により、誰もが自分らしく地域で暮らしています。
 - ▶制度の狭間の課題に、市全体で協力して取り組んでいます。

相談支援体制の充実を重点的に図るとともに、相談につながらない、つながりにくい相談者を 積極的に発見するため、相談しやすい環境整備を進めていきます。

行政・社会福祉協議会が取り組むこと

① 情報提供の充実

誰にでも分かりやすく各サービスの内容や情報が届くよう、当事者の立場を 考慮した情報提供の手段や内容などの充実を図ります。

具体事業 情報の収集、情報発信など



② 相談支援体制の充実(重層的支援体制整備事業の推進)

●複雑化・複合化した課題を抱える方の支援を行うため、福祉・保健医療・教育など、さまざまな 分野が連携し、令和6年度(2024年度)からの「桜井市重層的支援体制整備事業」の本格実施に向 けて取り組みます。

具体事業 くらしや自立に向けた相談窓口、心配ごと相談所の運営など

3 福祉サービスの充実

介護保険制度や障害者総合支援法に基づく支援制度などのサービスをはじめ、市で提供している 各種福祉サービスを充実していくとともに、潜在化した生活課題の把握に努めます。

具体事業 介護保険サービス、障害福祉サービス、児童発達支援など

4 権利擁護の推進(桜井市成年後見制度利用促進計画)

- 権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。
- 地域住民と市内の既存の関係機関、医療、福祉、司法等の分野を超えた多職種が有機的に連携す る「地域連携ネットワーク」の構築とその中核となる機関の設置を推進していきます。

具体事業 くらしや自立に向けた相談窓口、心配ごと相談所の運営など



5 非行や犯罪をした人の立ち直りに向けた支援(桜井市再犯防止推進計画)

罪を犯した人の社会復帰を関係機関が協力して支援するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことで、再犯の防止につなげます。

具体事業 各種相談窓口など



一人ひとりが地域で取り組んでいくこと

- 広報などを通じて、市の福祉情報を積極的に把握しましょう。
- 隣近所の人が困っているときに相談にのることができる関係づくりを進めましょう。
- ●福祉制度や権利擁護について理解を深め、制度の利用が必要になった場合は、身近な相談窓口に 相談しましょう。

基本目標 3

安心・安全に 過ごすことができる 地域づくり

- ★ 重点項目 安心・安全の支えあいが発揮できるまちづくり ●
- ★目指すまちの姿
 - ▶非常時や緊急時に、地域で助けあう体制が整っています。
 - ▶地域ぐるみで、子どもや高齢者等を犯罪や事故から守る見守り活動が展開されています。

普段からのつながりを強化することにより、平常時からいざという時の緊急時まで、どんな時でも安心・安全の支えあいが発揮できるまちづくりを進めます。



行政・社会福祉協議会が取り組むこと

● 快適な生活環境の創造

●安心して外出や移動ができる環境を整備していくとともに、公共施設等においては ユニバーサルデザインを積極的に取り入れ、誰もが住みやすいまちづくりを進めます。

具体事業 高齢者・障害のある方・子育て世代の社会参加の促進など

② 防災・防犯対策の推進

●地域における防災体制を強化するため、必要な資機材の購入や防災備品の充実を図るとともに、 防災訓練の実施を通じて、自主防災組織の活動を支援します。

具体事業 災害ボランティアセンターの充実など



一人ひとりが地域で取り組んでいくこと

- ●地域での防災訓練等に積極的に参加し、住まいの近くの指定緊急避難場所を把握しましょう。
- ●地震情報、気象警報、避難情報などの防災情報や、市からの緊急のお知らせなどをメールで配信する「桜井市安心安全システム」に登録しましょう。

計画の推進に向けて

本計画の推進には、行政のみならず、住民はもとより保健、福祉、教育、医療、企業等、さまざまな主体が連携し、互いが積極的に地域活動に参画していくことが大切です。

🌦 市民の役割

声かけやあいさつ、ちょっとした手伝いなど、自分がすぐにでも取り組めることから始め、地域での集まりや地域活動などへ積極的に参加し、活動へつながる第一歩を踏み出していくことが期待されます。

🌦 民生委員・児童委員の役割

地域に密着した身近な地域福祉の担い手として、現在の公的な制度では対応が困難な問題を抱えている人などを早期発見・相談・支援へとつなぐことが期待されます。

◆ 地区社会福祉協議会の役割

地域での福祉活動の情報交換や調整の場として、今後の取り組みの推進役としての機能が期待されます。

→ 自治会の役割

地域福祉委員や民生委員・児童委員等とも連携を深めながら、より安全で住みよい、魅力あふれる地域づくりに取り組むことが期待されます。

🃤 老人クラブの役割

地域の関係機関・団体等と協働しながら、社会参加による日常生活の困りごとの把握や見守り支援、新たな地域生活課題への対応など、地域活動の担い手としての機能が期待されます。

★ ボランティア・NPOの役割

市民に最も身近な団体であることから、市民が活動への第一歩を踏み出すためのきっかけを 提供することが期待されます。

📤 福祉施設・福祉関係事業者の役割

多様化する福祉ニーズに対応するため、実施している社会貢献事業のさらなる充実や新しい サービスの創出を図るとともに、地域の一員として地域活動へ参加・交流し、相互の理解を深 めることが期待されます。

市内の福祉関係の各種相談窓口

相談の種類	相談窓口	所在地	電話番号
地域福祉相談 (4中学校区)	(桜井中学校区) 桜井駅南口中西ビル1階	桜井市桜井192-2	080-4122-0864 (月·木/9:00~16:00)
	(大三輪中学校区) 北ふれあいセンター分館	桜井市豊田311-2	070-5507-5712 (月·木/9:00~16:00)
	(桜井西中学校区) 西ふれあいセンター分館	桜井市西之宮221-1	080-4122-0864 (火・金/9:00~16:00)
	(桜井東中学校区) 東ふれあいセンター分館	桜井市初瀬1626-1	070-5507-5712 (火・金/9:00~16:00)
福祉の心配ごと相談	社会福祉協議会	桜井市粟殿1000-1 保健福祉センター 「陽だまり」 2階	0744-42-2724 0744-42-6804 (毎週木曜)
生活困窮者の 自立相談支援	桜井市くらしとしごと 支援センター	桜井市粟殿1000-1 保健福祉センター 「陽だまり」 2階	0744-49-3020 (月~金/9:00~17:00)
青少年の非行防止・ 健全育成	市青少年センター	桜井市粟殿202 中央公民館1階	0744-42-0852
自殺防止に関する相談	ならこころのホットライン	桜井市粟殿1000 県精神保健福祉センター	0744-46-5563
育児・発達相談	子育て何でもダイヤル	桜井市粟殿1000-1 保健福祉センター 「陽だまり」 1階	0744-47-4626 (月~金/8:30~17:15)
	陽だまり育児・発達相談 (けんこう増進課)	桜井市粟殿1000-1 保健福祉センター 「陽だまり」 1階	0744-47-4626
育児・養育・家族関係 に関する相談	家庭児童相談室 (こども未来課)	桜井市粟殿1000-1 保健福祉センター 「陽だまり」 1階	0744-47-4406 (月~金/8:30~17:15)
高齢者の介護・医療・ 健康に関する相談 (4中学校区)	(桜井中学校区) 地域包括支援センター 「のぞみ」	桜井市阿部1070 社会福祉法人大和桜井園内	0744-42-5590
	(桜井東中学校区) 地域包括支援センター 「きずな」	桜井市出雲1642 特別養護老人ホーム秀華苑内	0744-44-3655
	(大三輪中学校区) 地域包括支援センター 「ひかり」	桜井市大豆越104番地の1	0744-45-3651
	(桜井西中学校区) 地域包括支援センター 「きぼう」	桜井市阿部323 (済生会中和病院隣 シルバーケアまほろば内)	0744-46-1023

桜井市役所 福祉保健部 社会福祉課

〒633-8585 奈良県桜井市大字粟殿432番地の1 TEL: 0744-42-9111代/FAX: 0744-44-2172

社会福祉法人桜井市社会福祉協議会

〒633-0062 奈良県桜井市大字粟殿1000-1 TEL: 0744-42-2724代 / FAX: 0744-46-5052